

新型コロナウイルス感染状況に対する大学の行動指針（BCP）

福島県においては、5月14日に緊急事態宣言が解除となり、発表された「新しい生活様式」では、県境をまたいでの移動以外の外出が自粛対象から外れ、学校については地域の感染状況に応じて段階的に再開する方向が示されています。

新型コロナウイルスによる感染第2波、第3波が高い確率で予想されるなか、的確な状況判断と対応によって大学運営を継続するためのレベル（トリアージ）を設定し、各レベルでの大学の行動指針（BCP：事業継続計画）を策定しました。

行動指針は感染防止に関する下記3つのガイドラインを前提とし、恒常的に継続します。

- ①福島学院大学 新型コロナウイルス感染症防止のためのガイドライン
- ②学生生活のガイドライン
- ③面接授業再開に向けてのガイドライン

○新型コロナウイルス感染防止のための福島学院大学の行動指針（BCP）

レベル 県の感染 者数/週	教員	授業（講義・ 演習・実習）	学生の課外活動	学内会議	事務体制
0（通常） 感 染 者 数：0～1 人	感染に十分な注 意を払い出校	感染に十分な 注意を払い通 常授業を実施	感染への注意を 喚起した上で、 課外活動を許可	感染に十分な 対策を講じた 上で、対面会 議を実施	感染に十分な対 策を講じた上 で、通常勤務
1（一部制 限） 感 染 者 数：2～3 人	感染に十分な注 意を払い出校	感染に十分な 注意を払い、 通常授業と遠 隔授業を平行 実施	感染への注意を 喚起した上で、 一部の課外活動 を許可	感染に十分な 対策を講じた 上で、対面会 議を実施	感染に十分な対 策を講じた上 で、通常勤務
2（低制限） 感 染 者 数：4～5 人	感染に十分な注 意を払い出校、 滞在時間は最小 限にする	原則遠隔授業 実施、優先度 の高い一部授 業を実施	全面禁止	対面会議は必 要最小限、原 則オンライン 会議	感染に十分な対 策を講じた上 で、時差出勤等 を行う

3(中制限) 感染者数: 6~8人	必要最小限の出校、申請により在宅勤務も可	不要不急の入校禁止 遠隔授業のみ	全面禁止	対面会議は必要最小限、原則オンライン会議	必要最小限の人数での交替勤務、それ以外は在宅勤務
4(大制限) 感染者数: 9~10人	不要不急以外の学内立ち入りは避け在宅勤務	入校禁止 遠隔授業のみ	全面禁止	オンライン会議のみ	必要最小限の人数での交替勤務、それ以外は在宅勤務
5原則停止 感染者数: 10人以上	不要不急以外の学内立ち入りは避け在宅勤務	入校禁止 遠隔授業のみ	全面禁止	オンライン会議のみ	不要不急の勤務以外は在宅勤務

※ 6月1日以降、レベルを引き上げる事態が生じた場合には速やかな状況判断をおこない、適切なレベルでの対応を決定し、周知します。